

■第二、第三年度の審査の申出

資産の区分			申出の可否
土地	前年度の賦課期日（1月1日）に所在していた土地	前年度の価格が据え置かれている土地	前年中に特別の事情※があったため評価替えを行うべきである旨を申し立てる場合 地価の下落があったため価格の修正をすべき旨を申し立てる場合 上記以外の場合
		前年中に特別の事情※があったため評価替えが行われた土地	評価替えに関する部分について申し立てる場合 上記以外の場合
			価格の修正に関する部分について申し立てる場合 上記以外の場合
		当年度に新たに固定資産税が課税された土地	○
	前年度の賦課期日（1月1日）に所在していた家屋	前年度の価格が据え置かれている家屋	前年中に特別の事情※があったため評価替えを行うべきである旨を申し立てる場合 上記以外の場合
			評価替えに関する部分について申し立てる場合 上記以外の場合
		前年中に新築した等の理由により、当年度に新たに固定資産税が課税された家屋	○
		償却資産	○

※特別の事情

地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する事情をいいます。